

參 考 編

1. 財產評価明細書
2. 奧行価格補正率表等
3. 奥行価格補正率表等
(学習用)

1. 財産評価明細書

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)							局(所)	署	年分	ページ
所在地番	(住居表示)		所有者	住所(所在地)	使用者	住所(所在地)				
地目		地積		路線価						
宅地	山林	m ²		正面	側方	側方	裏面			
田畠	雑種地	m ²		円	円	円	円			
間口距離	m	利用区分	自用貸地	私家地	私道	地区区分	ビル街地区	普通住宅地区	地形図及び参考事項	
奥行距離	m	借地	貸家建付地	貸付地	転貸地	借地権	高度商業地区	中小工場地区		
							繁華街地区	大工場地区		
							普通商業・併用住宅地区			
自用地	1	一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率) 円 × .							(1 m ² 当たりの価額)	円 A
	2	二路線に面する宅地 (A) [側方・裏面路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方路線影響加算率] 円 + (.) × . × 0.)							(1 m ² 当たりの価額)	円 B
	3	三路線に面する宅地 (B) [側方・裏面路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方路線影響加算率] 円 + (.) × . × 0.)							(1 m ² 当たりの価額)	円 C
	4	四路線に面する宅地 (C) [側方・裏面路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方路線影響加算率] 円 + (.) × . × 0.)							(1 m ² 当たりの価額)	円 D
	5-1	間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小補正率) (奥行長大補正率) 円 × (. × .)							(1 m ² 当たりの価額)	円 E
平均面積メートル	5-2	不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※ 円 × 0.							(1 m ² 当たりの価額)	円 F
	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) m × m = m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合) (m ² - m ²) ÷ m ² = % (不整形地補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) 0. × . = 0. (①) [不整形地補正率] (①、②のいずれか低い) (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) × . = 0. (②) (率、0.6を下限とする) 0.									
	6	地積規模の大きな宅地 (AからFまでのうち該当するもの) 規模格差補正率※ 円 × 0.							(1 m ² 当たりの価額)	円 G
	※規模格差補正率の計算 (地積 (Ⓐ)) (Ⓑ) (Ⓐ) (地積 (Ⓐ)) (小数点以下2位未満切捨て) (m ² × +) ÷ m ² × 0.8 = 0.									
	7	無道路地 (F又はGのうち該当するもの) (※) 円 × (1 - 0.)							(1 m ² 当たりの価額)	円 H
の価額	※割合の計算 (0.4を上限とする) (正面路線価) (通路部分の地積) (該当するもの) (評価対象地の地積) (円 × m ²) ÷ (円 × m ²) = 0.									
	8-1	がけ地等を有する宅地 〔南、東、西、北〕 (AからHまでのうち該当するもの) (がけ地補正率) 円 × 0.							(1 m ² 当たりの価額)	円 I
	8-2	土砂災害特別警戒区域内にある宅地 (AからHまでのうち該当するもの) 特別警戒区域補正率※ 円 × 0.							(1 m ² 当たりの価額)	円 J
	※がけ地補正率の適用がある場合の特別警戒区域補正率の計算 (0.5を下限とする) 〔南、東、西、北〕 (特別警戒区域補正率表の補正率) (がけ地補正率) (小数点以下2位未満切捨て) 0. × 0. = 0.									
	9	容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからJまでのうち該当するもの) (控除割合 (小数点以下3位未満四捨五入)) 円 × (1 - 0.)							(1 m ² 当たりの価額)	円 K
自評価地の額	10	私道 (AからKまでのうち該当するもの) 円 × 0.3							(1 m ² 当たりの価額)	円 L
	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからLまでのうちの該当記号)				地積	総額 (自用地1 m ² 当たりの価額) × (地積)				
	()				円	m ²				

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。

①「面積は「面積」と「面地」」など、面積は「面積」で面地は「面地」で両者で併記するべき。
 ②5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の価額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 ③「地代」をもつて「面地」と記す場合は、「土地形状別地代」欄に「面地」と記す場合は、(2-1)の「地代」は地代を有する面地

3 「かけ地等を有する宅地」であり、かつ、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」である場合については、8-1の「かけ地等を有する宅地」欄ではなく、8-2の「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」欄で計算してください。

(資4-25-1-A4統一)

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第2表)

セットバックを必要とする宅地の評価額	(自用地の評価額) 円 - $\left(\text{円} \times \frac{\text{m}^2}{(\text{総地積}) \text{m}^2} \times 0.7 \right)$	(自用地の評価額) 円	N
都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価額	(自用地の評価額) 円 $\times 0.$	(自用地の評価額) 円	O
大の規模評場用地等額	○ 大規模工場用地等 (正面路線価) (地積) 円 $\times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times$ (地積が20万m ² 以上の場合0.95)	円	P
	○ ゴルフ場用地等 (宅地とした場合の価額) (地積) (1m ² 当たり) (の造成費) (地積) (円 $\times \frac{\text{m}^2 \times 0.6}{\text{m}^2} - (\text{円} \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2})$)	円	Q
利用区分	算式	総額	記号
貸宅地	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 $\times (1 - 0.)$	円	R
貸家建付地	(自用地の評価額又はT) (借地権割合) (借家権割合) (賃貸割合) 円 $\times (1 - 0.) \times 0. \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	S
（自て 的い とする 権な土 のつ地 額）	(自用地の評価額) (割合) 円 $\times (1 - 0.)$	円	T
借地権	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 $\times 0.$	円	U
貸借家地建付権	(U, ABのうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) () 円 $\times (1 - 0.) \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	V
転貸借地権	(U, ABのうちの該当記号) (借地権割合) () 円 $\times (1 - 0.)$	円	W
転借権	(U, V, ABのうちの該当記号) (借地権割合) () 円 $\times 0.$	円	X
借有する人権の利	(U, X, ABのうちの該当記号) (借家権割合) (賃借割合) () 円 $\times 0. \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	Y
（権 利 の 利 用 額 ）	(自用地の評価額) (割合) 円 $\times 0.$	円	Z
権利する地が場合競合の 額	(R, Tのうちの該当記号) (割合) 円 $\times (1 - 0.)$	円	AA
他競合の合の権利する場合	(U, Zのうちの該当記号) (割合) 円 $\times (1 - 0.)$	円	AB
備考			

(注) 区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合については、備考欄等で計算してください。

(資4-25-2-A4統一)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

F D 3 5 4 9

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

第
11
・
11
の
2
表
の
付
表
1
(令和
2年
4月
分以
降用)

		被相続人		
<p>この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表1の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。） (注) この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1(続)を使用します。</p>				
<p>1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。 私(私たち)は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部(「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等)の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。</p>				
<p>氏 名</p>				
<p>(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。</p>				
<p>2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。</p>				
<p>「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類: ① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等</p>				
選 択 し た 小 規 模 宅 地 等	<p>小規模 宅地等 の種類 1～4 の番号 を記入 します。</p>		<p>① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕 ② 所在地番 ③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積 ④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額</p>	<p>⑤ ③のうち小規模宅地等(限度面積要件を満たす宅地等)の面積 ⑥ ④のうち小規模宅地等(④×⑤)の価額 ⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額(⑥×⑨) ⑧ 課税価格に算入する価額(④-⑦)</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>① [] ② ③ [] m² ④ [] 円</p>	<p>⑤ [] . m² ⑥ [] 円 ⑦ [] m² ⑧ [] 円</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>① [] ② ③ [] m² ④ [] 円</p>	<p>⑤ [] . m² ⑥ [] 円 ⑦ [] m² ⑧ [] 円</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>① [] ② ③ [] m² ④ [] 円</p>	<p>⑤ [] . m² ⑥ [] 円 ⑦ [] m² ⑧ [] 円</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>① [] ② ③ [] m² ④ [] 円</p>	<p>⑤ [] . m² ⑥ [] 円 ⑦ [] m² ⑧ [] 円</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>① [] ② ③ [] m² ④ [] 円</p>	<p>⑤ [] . m² ⑥ [] 円 ⑦ [] m² ⑧ [] 円</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>① [] ② ③ [] m² ④ [] 円</p>	<p>⑤ [] . m² ⑥ [] 円 ⑦ [] m² ⑧ [] 円</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>① [] ② ③ [] m² ④ [] 円</p>	<p>⑤ [] . m² ⑥ [] 円 ⑦ [] m² ⑧ [] 円</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>① [] ② ③ [] m² ④ [] 円</p>	<p>⑤ [] . m² ⑥ [] 円 ⑦ [] m² ⑧ [] 円</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>① [] ② ③ [] m² ④ [] 円</p>	<p>⑤ [] . m² ⑥ [] 円 ⑦ [] m² ⑧ [] 円</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>① [] ② ③ [] m² ④ [] 円</p>	<p>⑤ [] . m² ⑥ [] 円 ⑦ [] m² ⑧ [] 円</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>① [] ② ③ [] m² ④ [] 円</p>	<p>⑤ [] . m² ⑥ [] 円 ⑦ [] m² ⑧ [] 円</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>① [] ② ③ [] m² ④ [] 円</p>	<p>⑤ [] . m² ⑥ [] 円 ⑦ [] m² ⑧ [] 円</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>① [] ② ③ [] m² ④ [] 円</p>	<p>⑤ [] . m² ⑥ [] 円 ⑦ [] m² ⑧ [] 円</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>① [] ② ③ [] m² ④ [] 円</p>	<p>⑤ [] . m² ⑥ [] 円 ⑦ [] m² ⑧ [] 円</p>
	<p>(注) ①欄の「[]」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③又は④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、会社などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「貸賃割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1(別表1)を作成します。 3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1(別表1)を作成します。 4 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に記載します。</p>			
<p>○ 「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。</p>				
※ の 項 目 は 記 入 す る 必 要 が あ り ま せ ん	<p>小規模宅地等の区分</p>		<p>被相続人等の居住用宅地等</p>	
	<p>小規模宅地等の種類</p>		<p>被相続人等の事業用宅地等</p>	
	<p>① 特定居住用宅地等</p>	<p>② 特定事業用宅地等</p>		
	<p>③ 減額割合 $\frac{80}{100}$</p>	<p>④ 貸付事業用宅地等 $\frac{50}{100}$</p>		
	<p>⑩ の小規模宅地等の面積の合計 $\frac{[1] \text{の} [10] \text{の面積}}{[1] \text{の} [10] \text{の面積} + [2] \text{の} [10] \text{の面積} + [3] \text{の} [10] \text{の面積}} \leq 330 \text{m}^2$</p>	<p>⑤ [] m² $\frac{[1] \text{の} [10] \text{の面積}}{[1] \text{の} [10] \text{の面積} + [2] \text{の} [10] \text{の面積} + [3] \text{の} [10] \text{の面積}} \leq 400 \text{m}^2$</p>		
	<p>⑪ の小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がない場合</p>	<p>② の⑩及び③の⑩の面積の合計 $\frac{[2] \text{の} [10] \text{及び} [3] \text{の} [10] \text{の面積の合計}}{[2] \text{の} [10] \text{及び} [3] \text{の} [10] \text{の面積の合計}} \leq 200 \text{m}^2$</p>		
	<p>⑫ の小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がある場合</p>	<p>〔4〕の⑩の面積 $\frac{[1] \text{の} [10] \text{の面積} + [2] \text{の} [10] \text{及び} [3] \text{の} [10] \text{の面積の合計}}{[1] \text{の} [10] \text{の面積} + [2] \text{の} [10] \text{及び} [3] \text{の} [10] \text{の面積の合計}} \leq 200 \text{m}^2$</p>		
	<p>(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類(「④ 貸付事業用宅地等」の選択の有無)に応じて、⑩欄(又は⑪)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。</p>			
	<p>※ 税務署整理欄 年分 [] 名簿番号 [] 申告年月日 [] 一連番号 [] グループ番号 [] 補完 []</p>			
	<p>第11・11の2表の付表1(令2.7)</p>			

(資4-20-12-3-1-A4統一)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（続）

F D 3 5 5 0

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません

第11・11の2表の付表1（続）（令和2年4月分以降用）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1)

被相続人

- この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等(注1)が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します(注2)。
- 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受贈者が取得している場合
 - 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
(注)1 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
 - 一の宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用の供される宅地等である場合には、この計算明細書によらず、第11・11の2表の付表1(別表1の2)を使用してください。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。

- 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
- 上記2に該当する場合には、⑪欄については、⑬欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	①宅地等の面積	m ²
相続開始の直前における宅地等の利用区分	面積 (m ²)	評価額 (円)
A ①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)	②	⑧
B ①のうち特定同族会社の事業(貸付事業を除きます。)の用に供されていた宅地等	③	⑨
C ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の時において継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地)	④	⑩
D ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (Cに該当する部分以外の部分の敷地)	⑤	⑪
E ①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑫
F ①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑬

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。

- 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
- 「持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
- 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
- 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2 小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。
- 「3 特例の対象とならない宅地等(1-2)」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名	⑪持分割合	/	
1 持分に応じた宅地等	2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	3 特例の対象とならない宅地等(1-2)	
面積 (m ²)	評価額 (円)	面積 (m ²)	評価額 (円)
A ②×⑪	⑧×⑪		
B ③×⑪	⑨×⑪		
C ④×⑪	⑩×⑪		
D ⑤×⑪	⑪×⑪		
E ⑥×⑪	⑫×⑪		
F ⑦×⑪	⑬×⑪		
宅地等の取得者氏名	⑪持分割合	/	
1 持分に応じた宅地等	2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	3 特例の対象とならない宅地等(1-2)	
面積 (m ²)	評価額 (円)	面積 (m ²)	評価額 (円)
A ②×⑬	⑧×⑬		
B ③×⑬	⑨×⑬		
C ④×⑬	⑩×⑬		
D ⑤×⑬	⑪×⑬		
E ⑥×⑬	⑫×⑬		
F ⑦×⑬	⑬×⑬		

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1の2)				被相続人
この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等(注)が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等(以下「居住建物の敷地の用に供される土地」といいます。)又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利(以下「配偶者居住権に基づく敷地利用権」といいます。)の全部又は一部である場合に作成します。				

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

宅地等の所在地			①宅地等の面積	m ²
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積(m ²)	評価額(円)	
			配偶者居住権に基づく敷地利用権	居住建物の敷地の用に供される土地
A	①のうち被相続人の事業の用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)	②	⑧	⑪
B	①のうち特定同族会社の事業(貸付事業を除きます。)の用に供されていた宅地等	③	⑨ (1次相続の場合は0としてください。)	⑫
C	①のうち被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の時ににおいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地)	④	⑩ (1次相続の場合は0としてください。)	⑬
D	①のうち被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等 (Cに該当する部分以外の部分の敷地)	⑤	⑪	⑭
E	①のうち被相続人の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑫	⑮
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑯	⑯

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

i 配偶者居住権に基づく敷地利用権の取得者氏名					
1 利用区分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等(1-2)	
面積(m ²)	評価額(円)	面積(m ²)	評価額(円)	面積(m ²)	評価額(円)
A $\frac{⑧}{⑧+⑯}$	⑧				
B $\frac{⑨}{⑨+⑫}$	⑨				
C $\frac{⑩}{⑩+⑪}$	⑩				
D $\frac{⑪}{⑪+⑫}$	⑪				
E $\frac{⑫}{⑫+⑬}$	⑫				
F $\frac{⑬}{⑬+⑭}$	⑬				
ii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名		③持分割合		/	
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等(1-2)	
面積(m ²)	評価額(円)	面積(m ²)	評価額(円)	面積(m ²)	評価額(円)
A $\frac{⑪}{⑧+⑯} \times ⑧$	⑪×⑧				
B $\frac{⑫}{⑨+⑫} \times ⑨$	⑫×⑨				
C $\frac{⑬}{⑩+⑪} \times ⑩$	⑬×⑩				
D $\frac{⑭}{⑪+⑫} \times ⑪$	⑭×⑪				
E $\frac{⑮}{⑫+⑬} \times ⑫$	⑮×⑫				
F $\frac{⑯}{⑬+⑭} \times ⑬$	⑯×⑬				
iii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名		②持分割合		/	
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等(1-2)	
面積(m ²)	評価額(円)	面積(m ²)	評価額(円)	面積(m ²)	評価額(円)
A $\frac{⑪}{⑧+⑯} \times ⑧$	⑪×⑧				
B $\frac{⑫}{⑨+⑫} \times ⑨$	⑫×⑨				
C $\frac{⑬}{⑩+⑪} \times ⑩$	⑬×⑩				
D $\frac{⑭}{⑪+⑫} \times ⑪$	⑭×⑪				
E $\frac{⑮}{⑫+⑬} \times ⑫$	⑮×⑫				
F $\frac{⑯}{⑬+⑭} \times ⑬$	⑯×⑬				

特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細

特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細	被相続人
<p>○ この表は、特定事業用宅地等として小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受けようとする宅地等のうちに特定宅地等（相続開始前3年内に新たに被相続人等^(注1)の事業^(注2)の用に供されたものをいいます。以下同じです。）^(注3)が含まれる場合に、その特定宅地等に係る事業が租税特別措置法施行令第40条の2第8項に規定する規模以上のものであることを判定するために使用します。</p> <p>○ 特定宅地等が複数ある場合には、特定宅地等ごとに作成します。</p> <p>(注) 1 被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいいます。 2 租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する事業をいいます。 3 平成31年3月31日以前に新たに被相続人等の事業の用に供された宅地等は、特定宅地等には含まれません。</p>	

1 相続開始前3年以内に新たに被相続人等の事業の用に供された宅地等の明細

(注)「②①の宅地等の面積」欄は、その宅地等が数人の共有に属していた場合には、被相続人が有していた持分に応する面積を記入してください。

①特定宅地等を含む一の宅地等の所在地		②①の宅地等の面積	m ²
③事業主宰者の氏名	被相続人・生計一親族（いざれかに〇）	④③の特定宅地等に係る事業内容	
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（m ² ）	相続開始時の価額（円）
⑤	②のうち④の事業の用に供されていた宅地等		
⑥	⑤のうち相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（特定宅地等）〔事業の用に供された日：平成・令和 年 月 日〕		A

2 1④の事業の用に供されていた減価償却資産の明細等

(注) 1 記入の対象となる減価償却資産は、1④の事業の用に供されていた次に掲げるもののうち1③の事業主宰者が有していたものに限ります。

- (1) ①⑥の宅地等の上に存する建物（その附属設備を含む。）又は構築物
(2) 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産で①⑥の宅地等の上で行われる①④の事業に係る業務の用に供されているもの（(1)を除きます。）

2 「①相続開始における価額」欄は、減価償却資産が数人の共有に属していた場合には、1③の事業主宰者が有していた持分に応ずる価額を記入してください。

3 「②事業専用割合」欄は、減価償却資産のうちに④の事業の用以外の用に供されていた部分がある場合には、④の事業の用に供されていた部分の割合を記入してください（それ以外の場合には、「1」と記入してください）。

3 1④の事業が租税特別措置法施行令第40条の2第8項に規定する規模以上の事業であることの判定

$$(B \underline{\hspace{1cm}} \text{円} \div A \underline{\hspace{1cm}} \text{円}) \times 100 = \boxed{\hspace{1cm} \cdot \hspace{1cm} \%}$$

15%未満になった場合には、
1⑥について特例適用不可

(令2.7)

(資4-20-12-3-8-A4統一)

市街地農地等の評価明細書

市街地農地 市街地山林
市街地周辺農地 市街地原野

平成十五年分以降用

所 在 地番				1 地 種	m ²					
現 態 情 内 容										
評価の基とした宅地の1平方メートル当たりの評価額	所 在 地番			3. (評 価 額)						
	又 評価額計算内容			円						
評価する農地等が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの評価額	又 評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額計算内容	5. (評 価 額)		円						
平 宅 地 評 成 費 の 計 算	整 地 費	(整地を要する面積) m ² ×	(1 m ² 当たりの整地費) 円	6.						
		(戻採・抜根を要する面積) m ² ×	(1 m ² 当たりの戻採・抜根費) 円	7.						
		(地盤改良を要する面積) m ² ×	(1 m ² 当たりの地盤改良費) 円	8.						
	上 盛 費	(上盛りを要する面積) (平均の高さ) (1 m ² 当たりの上盛費) m ² × m × 円	9.	円						
		(振盛面の長さ) (平均の高さ) (1 m ² 当たりの上盛費) m × m × 円	10.	円						
	合計額の計算	6. + 7. + 8. + 9. + 10.	11.	円						
	1 m ² 当たりの計算	11. ÷ 6.	12.	円						
傾 斜 地	傾斜地に係る諸費	(傾 斜 度) 度	13.	円						
	戻採・抜根費	(戻採・抜根を要する面積) (1 m ² 当たりの戻採・抜根費) 円	14.	円						
	1 m ² 当たりの計算	13. + 14. (10. ÷ 6.)	15.	円						
市街地農地等の評価額		(第 一 項 (又は第 3 項)) × 16.		円						
註記 1 「評価額計算内容」欄には、倍率他欄内に市街地農地等について、評価の基とした宅地の固定資本賦課額及び倍率を記載し、路線価地域内の市街地農地等について、その市街地農地等が宅地である場合の補地計算の内容を記載してください。なお、両地計算が複数の場合にて、土地及び市街地等に合計名前別に評価額欄等を使用してください。										
2 「評価上考慮したその農地等の直路からの距離、形状等の条件に基づく評価額計算内容」欄には、倍率他欄内に市街地農地等について、「評価額」欄の金額と「又評価額」欄の金額とが異なる場合に記載し、路線価地域内の市街地農地等についても記載の必要はありません。										
3 「傾斜地の市街地造成費」に如算する戻採・抜根費、「平坦地の市街地造成費」の「戻採・抜根費」の金額を基に算出してください。										

(資料 1-26 A-4 総 9)

上 場 株 式 の 評 価 明 細 書

(資 4-30-A 4 標準)

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

<p>(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)</p>	会社名	(電話)		本店の所在地	整理番号		
	代表者氏名				取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分		
	課税時期	年 月 日			業種番号		
	直前期	自 年 月 日	至 年 月 日	事業内容	取引金額の構成比		
					%		
	1. 株主及び評価方式の判定					納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。	
	氏名又は名称	統柄	会社における役職名	② 株式数(株式の種類)	③ 議決権数	④ 議決権割合(③/④)	判定期区分
	納税義務者			株	個	%	筆頭株主グループの議決権割合(⑥の割合)
							株主の区分
							50%超の場合 30%以上50%以下の場合 30%未満の場合
							⑤の割合 50%超 30%以上 15%以上 同族株主等
							50%未満 30%未満 15%未満 同族株主等以外の株主
							判定期区分
							同族株主等(原則的評価方式等) 同族株主等以外の株主(配当還元方式)
							「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(⑤の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。
							2. 少数株式所有者の評価方式の判定
							判定期区分
							項目 判定期区分 内容
							判定期区分
							氏名
							判定期区分
	自己株式						④ 役員 である〔原則的評価方式等〕・でない(次の④へ)
	納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数			②	⑤ (②/④)		判定期区分
	筆頭株主グループの議決権の合計数			③	⑥ (③/④)		判定期区分
	評価会社の発行済株式又は議決権の総数			①	④	100	

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

会社名

（平成三十一年一月一日以降用）

3. 会社の規模（Lの割合）の判定													
（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）	項目	金額		項目	人數								
	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	千円		直前期末以前1年間における従業員数	人 〔従業員数の内訳〕 〔継続勤務〕 〔従業員数〕 〔継続勤務従業員以外の従業員〕 〔員の労働時間の合計時間数〕 (時間) (人) + 1,800時間								
	直前期末以前1年間の取引金額	千円											
	① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			70人以上の会社は、大会社（②及び③は不要） 70人未満の会社は、②及び③により判定									
	② 直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				③ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分		会社規模とLの割合（中会社）の区分						
	総資産価額（帳簿価額）			従業員数	取引金額								
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外						
定基準	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社					
	4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超 30億円未満	7億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90 0.75 0.60					
会社規模とLの割合（中会社）の区分	2億円以上 4億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3億5,000万円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75 0.60					
	7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 2億円未満	0.60					
・「会社規模とLの割合（中会社）の区分」欄は、②欄の区分（「総資産価額（帳簿価額）」と「従業員数」とのいずれか下位の区分）と③欄（取引金額）の区分とのいずれか上位の区分により判定します。													
判定	大会社	中会社			小会社								
		Lの割合											
		0.90	0.75	0.60									
4. 増（減）資の状況その他評価上の参考事項													

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名

取引相場のない株式	判定要素						判定基準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当)・でない(非該当)	
	(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素					
1. 比準要素数1の会社	第4表の⑥の金額	第4表の⑥の金額	第4表の⑥の金額	第4表の⑥の金額	第4表の⑥の金額	第4表の⑥の金額	判定	該当	非該当
	円 0	円	円	円 0	円	円	判定	該当	非該当
2. 株式等保有特定会社									
	総資産額(第5表の①の金額)		株式等の価額の合計額(第5表の④の金額)		株式等保有割合(②/①)		判定基準	③の割合が50%以上である	③の割合が50%未満である
	①	千円	②	千円	③	%	判定	該当	非該当
3. 土地保有特定会社									
	総資産額(第5表の①の金額)		土地等の価額の合計額(第5表の⑩の金額)		土地保有割合(⑤/④)		会社の規模の判定(該当する文字を○で囲んで表示します。)		
	④	千円	⑤	千円	⑥	%	大会社・中会社・小会社		
	判定基準	会社の規模	大会社	中会社	小会社 (総資産額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)				
4. 開業後3年未満の会社	開業年月日		年月日		課税時期における開業後3年未満である		課税時期における開業後3年未満でない		
	開業年月日	年月日	年月日	年月日	課税時期における開業後3年未満である	課税時期における開業後3年未満でない	該当	非該当	該当
5. 開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		直前期末を基とした判定要素		判定基準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当)・でない(非該当)	
	該当	非該当	該当	非該当	第4表の⑥の金額	第4表の⑥の金額		該当	非該当
	該当	非該当	該当	非該当	円 0	円	判定	該当	非該当
6. 清算中の会社									
7. 特定の評価会社の判定結果		1. 比準要素数1の会社		2. 株式等保有特定会社		3. 土地保有特定会社 4. 開業後3年未満の会社等 5. 開業前又は休業中の会社 6. 清算中の会社			
		該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。)							

(平成三十年一月一日以降用)

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)		1 株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の④、⑤又は⑥の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の⑫の記載がある場合のその金額)	円	平成三十一年一月一日以降用
			①	円 ②	円 ③		
1. 原則的評価方式による価額	1株当たりの価額の計算	区分	1株当たりの価額の算定方法			1株当たりの価額	
		大会社の株式の価額	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額)			円 ④	円
		中会社の株式の価額	①と②とのいずれか低い方の金額 Lの割合 (円×0.) + (円 × (1-0.))			円 ⑤	円
		小会社の株式の価額	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ②の金額(③の金額があるときは③の金額) ①の金額 (円×0.50) + (円 × 0.50) =			円 ⑥	円
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥)		1株当たりの配当金額	修正後の株式の価額		
		円-		円 錢	円 ⑦		
	課税時期において株式の割当を受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 〔④、⑤又は⑥(⑦)〕 (あるときは⑦)	割当株式1株当たりの払込金額 〔 円 + 円 × 株 〕 ÷ (1株 + 株)	1株当たりの割当株式数又は交付株式数 1株当たりの割当株式数	修正後の株式の価額		
		円+		円	円 ⑧		
2. 配当還元方式による価額	2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額 ⑨ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑩ 株	直前期末の自己株式数 ⑪ 株	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑨ ÷ 50円)	1株当たりの資本金等の額 (⑨ ÷ (⑩ - ⑪))
		直間前の期配 直前 以前 額 2	事業年度 直前期	⑪ 年配当金額 千円	⑫ 左のうち非経常的な配当金額 千円	⑬ 差引経常的な年配当金額 (⑪ - ⑫)	年平均配当金額 千円
		直前々期 年					
		1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑬) 千円 ÷ 株 = 円 錢			この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。	
3. 株式に関する権利の価額	3. 株式に関する権利の価額	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 (円 錢) - (円 錢)	源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 錢)	円 錢	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1. 及び2. に共通)	
		1. 及び2. に共通の権利(割当株式1株当たりの価額)	⑧(配当還元方式の場合は⑩)の金額 円 -	割当株式1株当たりの払込金額 円	円	株式の評価額 円	
		株主となる権利(割当株式1株当たりの価額)	⑧(配当還元方式の場合は⑩)の金額(課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)	円	円	株式に関する権利の評価額 (円 錢)	
		株式無償交付期待権(交付される株式1株当たりの価額)	⑧(配当還元方式の場合は⑩)の金額	円	円		

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算		直前期末の資本金等の額		直前期末の発行済株式数		直前期末の自己株式数		1株当たりの資本金等の額 (① ÷ (② - ③))		1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (① ÷ 50)	
		① 千円	② 株	③ 株	④ 株	⑤ 円	⑥ 株	⑦ 千円	⑧ 千円	⑨ 千円	⑩ 千円
直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額											
2. 比率要要素の金額	事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち非経常的な年配当金額	⑧ 差引経常的な年配当金額(⑥ - ⑦)	年平均配当金額			⑨	⑥ 円	銭 0	
	直前期	千円	千円	⑦	千円	⑩(⑥+⑦) ÷ 2	千円	⑩	⑥ 円	銭 0	
	直前々期	千円	千円	⑦	千円	⑪(⑥+⑦) ÷ 2	千円	⑪	円	銭	
	直前々期の前期	千円	千円	⑦	千円	⑫(⑥+⑦) ÷ 2	千円	⑫	円	銭	
3. 類似業種の比準価額の計算	事業年度	⑪法人税の課税所得額	⑫非経常的な利益金額	⑬受取配当等の益金不算入額	⑭左の所得額	⑮損金算入した繰越欠損金の控除額	⑯差引利益金額(⑪ - ⑫ + ⑬ - ⑭ + ⑮)	⑯	円	銭	
	直前期	千円	千円	千円	千円	千円	⑯	千円	円	銭	
	直前々期	千円	千円	千円	千円	千円	⑯	千円	円	銭	
	直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	千円	⑯	千円	円	銭	
直前期末(直前々期末)の純資産額											
1. 純資産額の計算	事業年度	⑯ 資本金等の額	⑰ 利益積立金額	⑯ 利益積立金額(⑯ + ⑰)	⑯ 純資産額	⑯	⑯	⑯	円	銭	
	直前期	千円	千円	⑯	千円	⑯	千円	⑯	円	銭	
	直前々期	千円	千円	⑯	千円	⑯	千円	⑯	円	銭	
	直前々期の前期	千円	千円	⑯	千円	⑯	千円	⑯	円	銭	
3. 類似業種の比準価額の計算	類似業種の比準価額	1. 1株(50円)当たりの年配当金額	1. 1株(50円)当たりの年利益金額	1. 1株(50円)当たりの純資産額	1. 1株(50円)当たりの比準価額						
	課税時期の月	月 ① 円	①	①	①	①	①	①	円	銭	※ ① × ② × 0.7
	課税時期の月の前月	月 ② 円	②	②	②	②	②	②	円	銭	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。
	課税時期の月の前々月	月 ③ 円	③	③	③	③	③	③	円	銭	
3. 類似業種の比準価額の計算	前年平均株価	④ 円	④	④	④	④	④	④	円	銭	
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	⑤ 円	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	円	銭	
	A(①, ②, ③, ④, ⑤のうち最も低いもの)	⑥ 円	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	円	銭	
	類似業種と業種別番号	(No.)									
3. 類似業種の比準価額の計算	課税時期の月	月 ⑦ 円	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	円	銭	※ ③ × ④ × 0.7
	課税時期の月の前月	月 ⑧ 円	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	円	銭	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。
	課税時期の月の前々月	月 ⑨ 円	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	円	銭	
	前年平均株価	⑩ 円	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	円	銭	
3. 類似業種の比準価額の計算	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	⑪ 円	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	円	銭	
	A(⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪のうち最も低いもの)	⑫ 円	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	円	銭	
	類似業種と業種別番号	(No.)									
	課税時期の月	月 ⑬ 円	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	円	銭	
3. 類似業種の比準価額の計算	課税時期の月の前月	月 ⑭ 円	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	円	銭	※ ⑤ × ⑥ × 0.7
	課税時期の月の前々月	月 ⑮ 円	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	円	銭	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。
	前年平均株価	⑯ 円	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	円	銭	
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	⑰ 円	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	円	銭	
3. 類似業種の比準価額の計算	A(⑬, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰のうち最も低いもの)	⑱ 円	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	円	銭	
	類似業種と業種別番号	(No.)									
	課税時期の月	月 ⑲ 円	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	円	銭	※ ⑦ × ⑧ × 0.7
	課税時期の月の前月	月 ⑳ 円	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	円	銭	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。
3. 類似業種の比準価額の計算	課税時期の月の前々月	月 ㉑ 円	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	円	銭	
	前年平均株価	㉒ 円	㉒	㉒	㉒	㉒	㉒	㉒	円	銭	
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	㉓ 円	㉓	㉓	㉓	㉓	㉓	㉓	円	銭	
	A(㉑, ㉒, ㉓, ㉔, ㉕のうち最も低いもの)	㉖ 円	㉖	㉖	㉖	㉖	㉖	㉖	円	銭	
1株当たりの比準価額		比準価額(⑨と⑩とのいづれか低い方)		比準価額(⑨)		1株当たりの配当金額		1株当たりの年利益金額		1株当たりの純資産額	
3. 類似業種の比準価額の計算	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額(⑨)									
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当等の効力が発生した場合	比準価額(⑩)	(⑩があるときは⑩)								
3. 類似業種の比準価額の計算	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額(⑩)	(⑩があるときは⑩)	割当株式 1株当たりの払込額	1株当たりの割当株式数	1株当たりの割当株式又は交付株式数		修正比準価額			
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当等の効力が発生した場合	(円 + 円)	(円 + 円)	銭 × 株	株 ÷ (株 + 株)	株		修正比準価額			

第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書 会社名

(平成三十一年一月一日以降用)

1. 資産及び負債の金額(課税時期現在)							
(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	資産の部			負債の部			
	科目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科目	相続税評価額	帳簿価額
		千円	千円			千円	千円
合計	①	②			合計	③	④
株式等の価額の合計額	⑤	⑥					
土地等の価額の合計額	⑦	⑧					
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	⑨	⑩					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤	千円	課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額)	⑨	千円		
帳簿価額による純資産価額 (②+⑤-⑥-④)、マイナスの場合は0)	⑥	千円	課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①-自己株式数)	⑩	株		
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥)、マイナスの場合は0)	⑦	千円	課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額)	⑪	円		
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	⑧	千円	同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤の割合)が50%以下の場合 (⑪×80%)	⑫	円		

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)		1 株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の⑥、⑦又は⑧の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の⑫の記載がある場合のその金額)	平成三十年一月一日以降用		
			① 円	② 円	③ 円			
1. 純資産価額方式等による価額	1. 株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等				1株当たりの価額		
		比準要素数1の会社の株式		②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ①の金額 (円 × 0.25) + (円 × 0.75) = 円		④ 円		
		株式等保有特定会社の株式(第8表の⑩の金額)				⑤ 円		
		土地保有特定会社の株式(②の金額(③の金額があるときはその金額))				⑥ 円		
		開業後3年未満の会社等の株式(②の金額(③の金額があるときはその金額))				⑦ 円		
		開業前又は休業中の会社の株式(②の金額)				⑧ 円		
		株式の価額 課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 ④、⑤、⑥ (⑦ 又は ⑧)	1株当たりの配当金額 円一	1株当たりの配当金額 円 錢	修正後の株式の価額 ⑨ 円		
			株式の価額 ④、⑤、⑥、⑦又は⑧ (⑨ があるときは⑨)	割当株式1株当たりの払込金額 円 + 円 × 株	1株当たりの割当株式数 1株当たりの割当株式数又は 交付株式数 (1株 + 株) ÷ (1株 + 株)	修正後の株式の価額 ⑩ 円		
		1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額 ⑪ 千円	直前期末の発行済株式数 株 ⑫	直前期末の自己株式数 株 ⑬	1株当たりの資本金等の額 を50円とした場合の発行済株式数 (⑪ ÷ 50)		
		直間前事業年度 直前配当金額 前額 2年	⑩ 年配当金額 千円	⑪ 左のうち非経常的な配当金額 千円	⑫ 差引経常的な年配当金額 (⑪ - ⑩)	年平均配当金額 ⑬ (⑩ + ⑪) ÷ 2 千円		
2. 配当還元方式による価額	1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑬) 千円 ÷ 株 =	⑪ の株式数 円 錢	⑫ 円	この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。			
	配当還元価額	⑬ の金額 円 錢 × 10% =	⑭ の金額 円	⑮ 円	⑯ の金額 円 ⑰ の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。			
3. 株式に関する権利の価額	配当期待権	1株当たりの予想配当額 (円 錢) - (円 錢)	源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 錢)	⑯ 円	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1. 及び2. に共通)			
	1. 及び 0. 株式の割当を受ける権利(割当株式1株当たりの価額)	⑰ (配当還元方式の場合は⑬) の金額 円一	割当株式1株当たりの払込金額 円	⑯ 円	株式の評価額 円			
	2. に 株主となる権利(割当株式1株当たりの価額)	⑱ (配当還元方式の場合は⑬) の金額(課税時期 後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)	⑯ 円	⑯ 円	株式に関する権利の評価額 (円 錢)			
	株式無償交付期待権(交付される株式1株当たりの価額)	⑲ (配当還元方式の場合は⑬) の金額	⑯ 円					

第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)		受取配当金等 収受割合の計算	事業年度	①直前期	②直前々期	合計(①+②)	受取配当金等収受割合 ⑦÷(①+②)	※小数点以下3位未満切り捨て	
			受取配当金等の額	千円	千円	千円	千円		
			営業利益の金額	千円	千円	千円	千円		
			1株(50円)当たりの年配当金額(第4表の⑩)		受取配当金等収受割合 ⑦		⑩の金額 (③×⑦)	⑩-⑦の金額 (③-④)	
S. 金額	(イ)の金額	⑩-⑦の金額	円	錢0	受取配当金等収受割合 ⑦		円	錢0	
			1株(50円)当たりの年利益金額(第4表の⑩)	円			⑩の金額 (⑥×⑦)	⑩-⑦の金額 (⑥-⑦)	
			円	円			円	円	
			⑩	千円			千円	千円	
			⑩	千円			千円	千円	
	(ロ)の金額	1株(50円)当たりの純資産額(第4表の⑩)		直前期末の株式等の帳簿価額の合計額		直前期末の総資産額(帳簿価額)		(イ)の金額 (⑩×(⑩÷⑪))	
		円	円	千円	千円	千円	千円	千円	
		⑪	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	⑩-⑦の金額(⑩+⑪)		⑩-⑦の金額(⑩-⑪)		(注) 1 ⑦の割合は、1を上限とします。 2 ⑩の金額は、⑩の金額(⑩の金額)を上限とします。				
	⑩		円		円		円		
1株似業種比準価額の修正計算	1株の比準価額	類似業種と業種目番号 (No.)			区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産額	1株(50円)当たりの比準価額
		課税時期の月	月	⑩		円	円	円	円
		課税時期の月	月	⑩		円	円	円	円
		課税時期の月	月	⑩		円	円	円	円
		前年平均株価	円	円		円	円	円	円
		課税時期の月	月	⑩	要素別比準割合	円	円	円	円
		前年2年間の平均株価	円	円		⑩	⑩	⑩	⑩
		課税時期の月	月	⑩		円	円	円	円
		前年平均株価	円	円		円	円	円	円
		課税時期の月	月	⑩		円	円	円	円
	1株の比準価額の修正計算	A(⑩⑪⑫⑬及び⑭)	円	円	比割合	$\frac{(⑩) + (⑪) + (⑫)}{3}$	$\frac{(⑩) + (⑪) + (⑫)}{3}$	$\frac{(⑩) + (⑪) + (⑫)}{3}$	円
		類似業種と業種目番号 (No.)				円	円	円	円
		課税時期の月	月	⑩	円	円	円	円	
		課税時期の月	月	⑩	円	円	円	円	
		課税時期の月	月	⑩	円	円	円	円	
	前年平均株価		円	円	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産額	1株(50円)当たりの比準価額
	課税時期の月		月	⑩		円	円	円	円
	前年2年間の平均株価	円	円	円		円	円	円	
	A(⑩⑪⑫⑬及び⑭)	円	円	円		円	円	円	
	1株当たりの比準価額		比準価額(⑩と⑪とのいづれか低い方)		比準価額(⑩)	円	円	円	円
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		比準価額(⑩)		1株当たりの配当金額			修正比準価額 ⑩円	
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当等の効力が発生した場合		比準価額(⑩) (⑩があるときは⑩)		割当株式1株当たりの払込金額	1株当たりの割当株式数	1株当たりの割当株式数 又は交付株式数	修正比準価額 ⑩円	

第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）		相続税評価額による純資産価額（第5表の⑤の金額）		課税時期現在の株式等の価額の合計額（第5表の⑩の金額）		差引（①-②）		（平成三十年一月一日以降用）	
		①	千円	②	千円	③	千円		
1. 純資産価額（相続税評価額）の修正計算 S ₁ の金額		帳簿価額による純資産価額（第5表の⑥の金額）		株式等の帳簿価額の合計額（第5表の⑩+（①-③）の金額）（注）		差引（④-⑤）			
		④	千円	⑤	千円	⑥	千円		
		評価差額に相当する金額（③-⑥）		評価差額に対する法人税額等相当額（⑦×37%）		課税時期現在の修正純資産価額（相続税評価額）（③-⑧）			
		⑦	千円	⑧	千円	⑨	千円		
		課税時期現在の発行済株式数（第5表の⑩の株式数）		課税時期現在の修正後の1株当たりの純資産価額（相続税評価額）（⑨÷⑩）		（注）第5表の⑩及び⑪の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。			
		⑩	株	⑪	円				
		1株当たりのS ₁ の金額の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額（第7表の②、⑤又は⑧の金額）		修正後の1株当たりの純資産価額（相続税評価額）（⑪の金額）			
		⑫	円	⑬	円				
		区分		1株当たりのS ₁ の金額の算定方法			1株当たりのS ₁ の金額		
		1株当たりのS ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑭の金額 (⑭×0.25) + (⑭×0.75) =			円	⑭	円	
2. 1株当たりのS ₁ の金額の計算 S ₂ の金額	上記S ₁ の金額	⑭の金額と⑮の金額とのいずれか低い方の金額 (⑮の記載がないときは⑭の金額)			円	⑮	円		
		中会社のS ₁ の金額	⑯と⑰とのいずれか低い方の金額	Lの割合	⑯の金額	Lの割合	⑯	円	
	会社 S ₁ の金額	⑯と⑰とのいずれか低い方の金額 [⑯×0.50] + [⑰×(1-0.50)]			円	⑰	円		
		小会社のS ₁ の金額	⑯の金額	⑰の金額	⑯の金額	⑰の金額	⑰	円	
2. S ₂ の金額	課税時期現在の株式等の価額の合計額（第5表の⑩の金額）		株式等の帳簿価額の合計額（第5表の⑩+⑪-⑫の金額）（注）		株式等に係る評価差額に相当する金額（⑬-⑭）		⑭の評価差額に対する法人税額等相当額（⑭×37%）		
S ₂ の金額	⑭	千円	⑮	千円	⑯	千円	⑰	千円	
S ₂ の純資産価額相当額（⑮-⑯）		課税時期現在の発行済株式数（第5表の⑩の株式数）		S ₂ の金額（⑮÷⑯）		（注）第5表の⑩及び⑪の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。			
3. 株式等保有特定会社の株式の価額	⑮	千円	⑯	株	⑰	円			
3. 株式等保有特定会社の株式の価額		1株当たりの純資産価額（第5表の⑪の金額（第5表の⑫の金額があるときはその金額））	S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額（（⑪、⑮、⑯又は⑰）+⑯）		株式等保有特定会社の株式の価額（⑮と⑯とのいずれか低い方の金額）		（注）第5表の⑩及び⑪の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。		
		⑯	円	⑯	円	⑰	円		

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等（抜粋）

（単位：円）

業種目		B 配当 金額	C 利益 金額	D 簿価 純資産 額	A (株価) 前年 平均	A (株価)【上段：各月の株価、 下段：課税時期の属する月以前 2年間の平均株価】			
大分類	番 号					本年 1月分	2月分	3月分	4月分
小売業	79	3.9	27	198	302	324 305	327 307	334 309	326 311
各種商品小売業	80	2.9	25	185	269	292 288	290 289	290 289	283 288
織物・衣服・身の 回り品小売業	81	5.8	28	213	326	330 337	331 338	328 339	317 339
飲食料品小売業	82	4.2	31	222	296	322 298	325 300	323 302	316 303
機械器具小売業	83	4.2	29	194	279	297 280	308 282	322 285	310 286
その他の小売業	84	3.6	26	191	305	335 306	335 308	345 311	340 313
医薬品・化粧品 小売業	85	4.8	41	223	505	577 492	573 498	597 504	595 510
その他の小売業	86	3.3	22	182	249	267 254	269 256	274 257	268 258
無店舗小売業	87	2.4	19	185	364	378 356	390 360	409 364	396 367

(注) 上記業種目別株価等の数値は、仮定の数値である。

業種別株価等一覧表（参考）

(単位:円)

業種目		B 番号	C 配当 金額	D 簿価 純資產 価額	A (株価)												
大分類					3月分					4月分							
中分類	小分類				①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤			
課税時期 の属する 月以前 2年間の 平均株価	前年 平均 株価	課税時期 の属する 月の 前々月	課税時期 の属する 月の前月	課税時期 の属する 月	前年 平均 株価	課税時期 の属する 月の 前々月	課税時期 の属する 月の前月	課税時期 の属する 月	前年 平均 株価	課税時期 の属する 月の 前々月	課税時期 の属する 月の前月	課税時期 の属する 月	前年 平均 株価	課税時期 の属する 月の 前々月			
小売業	79	3.9	27	198	309	302	324	327	334	311	302	327	334	326			
各種商品小売業	80	2.9	25	185	289	269	292	290	290	288	269	290	290	283			
織物・衣服・身の 回り品小売業	81	5.8	28	213	339	326	330	331	328	339	326	331	328	317			
飲食料品小売業	82	4.2	31	222	302	296	322	325	323	303	296	325	323	316			
機械器具小売業	83	4.2	29	194	285	279	297	308	322	286	279	308	322	310			
その他の小売業	84	3.6	26	191	311	305	335	335	345	313	305	335	345	340			
医薬品・化粧品 小売業	85	4.8	41	223	504	505	577	573	597	510	505	573	597	595			
その他の小売業	86	3.3	22	182	257	249	267	269	274	258	249	269	274	268			
無店舗小売業	87	2.4	19	185	364	364	378	390	409	367	364	390	409	396			

(注) 上記業種別株価等の数値は、仮定の数値である。

倍率表

1頁

市区町村名：武藏村山市

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	倍地積割合	立川税務署					
				宅地	田	畠	山林	原野	牧場
き	岸2～5丁目	市街化調整区域	50	1.1	中	15中	40	—	—
		市街化区域		—	路線	比準	比準	比準	比準
さ	残堀3・4丁目	市街化調整区域	50	1.0	—中	14中	40	—	—
		市街化区域		—	路線	比準	比準	比準	比準
ち	中央5丁目	市街化調整区域	50	1.1	—中	14中	40	—	—
		市街化区域		—	路線	比準	比準	比準	比準
な	中藤2～5丁目	市街化調整区域	50	1.1	—中	14中	40	—	—
		市街化区域		—	路線	比準	比準	比準	比準
な	中原4・5丁目	市街化調整区域	50	1.1	—中	14	—	—	—
		市街化区域		—	路線	比準	比準	比準	比準
ほ	本町3～6丁目	市街化調整区域	50	1.1	中	14中	14中	40	—
		市街化区域		—	路線	比準	比準	比準	比準
み	三ツ木3～5丁目	市街化調整区域	50	1.2	中	15中	40	—	—
		市街化区域		—	路線	比準	比準	比準	比準
	上記以外の地域	全域		—	路線	比準	比準	比準	比準

○配偶者居住権等の評価明細書

配偶者居住権等の評価明細書

所有者	建物	(被相続人氏名) <input type="text"/> (持分 <input type="text"/> 割合 <input type="text"/>)	(配偶者氏名) <input type="text"/> (持分 <input type="text"/> 割合 <input type="text"/>)	所在地番(住居表示) ()	年 (令和二年四月一日以降用)
	土地	(被相続人氏名) <input type="text"/> (持分 <input type="text"/> 割合 <input type="text"/>)	(共有者氏名) <input type="text"/> (持分 <input type="text"/> 割合 <input type="text"/>)	(共有者氏名) <input type="text"/> (持分 <input type="text"/> 割合 <input type="text"/>)	
居住建物の内容	建物の耐用年数	(建物の構造) ※裏面《参考1》参照			年 (③)
	建築後の経過年数	(建築年月日) (配偶者居住権が設定された日) 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 から 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 … 年 <input type="text"/> (6月以上の端数は1年) (6月末満の端数は切捨て)			年 (④)
	建物の利用状況等	建物のうち賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の合計			㎡ (⑤)
	建物の床面積の合計			㎡ (⑥)	
の配 存 配偶 年 住 等 権	〔存続期間が終身以外の場合の存続年数〕 (配偶者居住権が設定された日) (存続期間満了日) ⑧ 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 から 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 … 年 <input type="text"/> (6月以上の端数は1年) (6月末満の端数は切捨て)	存続年数(⑩)			年 (⑦)
	〔存続期間が終身の場合の存続年数〕 (配偶者居住権が設定された日における配偶者の満年齢) ※裏面《参考2》参照 歳 (生年月日 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日、性別 <input type="text"/>) … 年 <input type="text"/> (注) ⑨と⑩のいずれか低い年とし、 ⑩がない場合は⑨の年数	復利現価率 ※裏面《参考3》参照			⑧
					0.
評 価 の 基 礎 と な る 価 額	建物	賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税評価額			円 (⑨)
		共有でないものとした場合の相続税評価額			円 (⑩)
		(⑩の相続税評価額) (①持分割合)			円 (⑪)
	土地	建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額			円 (⑫)
		共有でないものとした場合の相続税評価額			円 (⑬)
		(⑩の相続税評価額) (②持分割合)			円 (⑭)

○配偶者居住権の価額

(⑨の相続税評価額)		<input type="text"/> (⑤賃貸以外の床面積) <input type="text"/> (⑥居住建物の床面積)	(①持分割合)	円 (⑮)
円 × <input type="text"/> ㎡ × <input type="text"/>				(円未満四捨五入)
(⑩の金額)		<input type="text"/> (③耐用年数 - ④経過年数 - ⑦存続年数) <input type="text"/> (③耐用年数 - ④経過年数)	(⑧復利現価率)	(配偶者居住権の価額) 円 (⑯)
円 -		<input type="text"/> (注) 分子又は分母が零以下の場合は零。	× 0.	(円未満四捨五入)

○居住建物の価額

(⑪の相続税評価額)	(⑫配偶者居住権の価額)	円 (⑰)
円 -	円	

○配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額

(⑪の相続税評価額)		<input type="text"/> (⑤賃貸以外の床面積) <input type="text"/> (⑥居住建物の床面積)	<input type="text"/> (①と②のいずれか低い持分割合)	円 (⑱)
円 × <input type="text"/> ㎡ × <input type="text"/>				(円未満四捨五入)
(⑩の金額)		<input type="text"/> (⑩の金額)	(⑧復利現価率)	(敷地利用権の価額) 円 (⑲)
円 -		円	× 0.	(円未満四捨五入)

○居住建物の敷地の用に供される土地の価額

(⑪の相続税評価額)	(⑫敷地利用権の価額)	円 (⑳)
円 -	円	

備考	
----	--

(注) 土地には、土地の上に存する権利を含みます。

2. 奧行価格補正率表等

付表 1

奥行価格補正率表

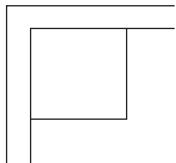
地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街 地 区	高度商業 地 区	繁華街 地 区	普通商業 ・併用 住宅地区	普通住宅 地 区	中小工場 地 区	大工場 地 区				
4 未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85				
4 以上 6 未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90				
6 ヶ 8 ヶ	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93				
8 ヶ 10 ヶ	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95				
10 ヶ 12 ヶ	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96				
12 ヶ 14 ヶ	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97				
14 ヶ 16 ヶ	0.92	1.00				0.98	0.98				
16 ヶ 20 ヶ	0.93					0.99	0.99				
20 ヶ 24 ヶ	0.94	0.98	0.95	0.97	1.00	1.00	1.00				
24 ヶ 28 ヶ	0.95										
28 ヶ 32 ヶ	0.96	0.98	0.97	0.95	0.90	0.91	0.90				
32 ヶ 36 ヶ	0.97										
36 ヶ 40 ヶ	0.98	0.96	0.95	0.93	0.90	0.92	0.92				
40 ヶ 44 ヶ	0.99										
44 ヶ 48 ヶ	1.00	0.99	0.88	0.89	0.89	0.91	0.90				
48 ヶ 52 ヶ											
52 ヶ 56 ヶ	0.98	0.97	0.87	0.88	0.88	0.87	0.96				
56 ヶ 60 ヶ											
60 ヶ 64 ヶ	0.97	0.96	0.86	0.87	0.87	0.83	0.93				
64 ヶ 68 ヶ											
68 ヶ 72 ヶ	0.94	0.95	0.83	0.85	0.85	0.84	0.98				
72 ヶ 76 ヶ											
76 ヶ 80 ヶ	0.93	0.92	0.82	0.83	0.83	0.82	0.96				
80 ヶ 84 ヶ											
84 ヶ 88 ヶ	0.90	0.88	0.81	0.81	0.80	0.81	0.93				
88 ヶ 92 ヶ											
92 ヶ 96 ヶ	0.99	0.86	0.84	0.82	0.80	0.90	0.90				
96 ヶ 100 ヶ	0.97	0.82	0.82	0.82							
100 ヶ	0.95	0.80			0.80						

付表 2

側方路線影響加算率表

地 区 区 分	加 算 率	
	角 地 の 場 合	準 角 地 の 場 合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

(注) 準角地とは、次図のように一系統の路線の屈折部の内側に位置するものをいう。



付表 3

二方路線影響加算率表

地 区 区 分	加 算 率
ビル街地区	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業・併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区	0.02

付表 4

地積区分表

地区区分	地積区分	A	B	C
高度商業地区	1,000m ² 未満	1,000m ² 以上 1,500m ² 未満	1,500m ² 以上	
繁華街地区	450m ² 未満	450m ² 以上 700m ² 未満	700m ² 以上	
普通商業・併用住宅地区	650m ² 未満	650m ² 以上 1,000m ² 未満	1,000m ² 以上	
普通住宅地区	500m ² 未満	500m ² 以上 750m ² 未満	750m ² 以上	
中小工場地区	3,500m ² 未満	3,500m ² 以上 5,000m ² 未満	5,000m ² 以上	

付表 5

不整形地補正率表

地区区分 かげ地割合 地積区分	高度商業地区、繁華街地区、 普通商業・併用住宅地区、 中小工場地区			普通住宅地区		
	A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% ツ	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% ツ	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% ツ	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% ツ	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% ツ	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% ツ	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% ツ	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% ツ	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% ツ	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% ツ	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% ツ	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

(注) 1 不整形地の地区区分に応ずる地積区分は、付表4「地積区分表」による。

2 かげ地割合は次の算式により計算した割合による。

$$\text{「かげ地割合」} = \frac{\text{想定整形地の地積} - \text{不整形地の地積}}{\text{想定整形地の地積}}$$

付表 6

間口狭小補正率表

地区区分 間口距離 (メートル)	ビル街 地 区	高度商業 地 区	繁 華 街 地 区	普通商業 ・併 用 住 宅 地 区	普通住宅 地 区	中小工場 地 区	大工場 地 区
4未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上 6未満	—	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 ツ 8 ツ	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 ツ 10 ツ	0.95	1.00		1.00	0.95	0.95	0.95
10 ツ 16 ツ	0.97				1.00	0.97	0.97
16 ツ 22 ツ	0.98					0.98	0.98
22 ツ 28 ツ	0.99					0.99	0.99
28 ツ	1.00					1.00	1.00

付表 7

奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街 地区	高度商業地区 繁華街 地区 普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場 地区
2 以上	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00
3 ヶ		0.99	0.96	0.99	
4 ヶ		0.98	0.94	0.98	
5 ヶ		0.96	0.92	0.96	
6 ヶ		0.94	0.90	0.94	
7 ヶ		0.92		0.92	
8 ヶ		0.90		0.90	

付表 8

がけ地補正率表

がけ地の方位 がけ地地積 総地積	南	東	西	北
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 ヶ	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 ヶ	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 ヶ	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 ヶ	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 ヶ	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 ヶ	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 ヶ	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 ヶ	0.70	0.65	0.60	0.53

付表 9

特別警戒区域補正率表

特別警戒区域の地積 総地積	補正率
0.10以上	0.90
0.40以上	0.80
0.70以上	0.70

(注) がけ地補正率の適用がある場合においては、この表により求めた補正率にがけ地補正率を乗じて得た数値を特別警戒区域補正率とする。ただし、その最小値は0.50とする。

都市計画道路予定地の区域内にある宅地に係る補正率

地区区分 容積率 地積割合	ビル街地区、 高度商業地区		繁華街地区、普通商業・併用住宅地区			普通住宅地区、 中小工場地区、 大工場地区			
	700%未満	700%以上	300%未満	300%以上	400%未満	500%未満	500%以上	200%未満	300%未満
30%未満	0.88	0.85	0.97	0.94	0.91	0.88	0.99	0.97	0.94
30%以上60%未満	0.76	0.70	0.94	0.88	0.82	0.76	0.98	0.94	0.88
60%以上	0.60	0.50	0.90	0.80	0.70	0.60	0.97	0.90	0.80

(注) 地積割合とは、その宅地の総地積に対する都市計画道路予定地の部分の地積の割合をいう。

規模格差補正率

$$\frac{\textcircled{A} \times \textcircled{B} + \textcircled{C}}{\text{地積規模の大きな宅地の地積}(\textcircled{A})} \times 0.8 \text{ (小数点以下 2 位未満切捨)}$$

(1) 三大都市圏に所在する宅地

地区区分 地積m ²	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	記号 ③	記号 ④
500以上 1,000未満	0.95	25
1,000 〃 3,000 〃	0.90	75
3,000 〃 5,000 〃	0.85	225
5,000 〃	0.80	475

(2) 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分 地積m ²	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	記号 ③	記号 ④
1,000以上 3,000未満	0.90	100
3,000 〃 5,000 〃	0.85	250
5,000 〃	0.80	500

3. 奥行価格補正率表等（学習用）

● 使 用 方 法 ● =

奥行価格補正率表等（学習用）は、財産評価に必要な補正率等をまとめています。

切り取り線に従って以降のページを切り放し、必要に応じて、ご参照下さい。

付表1 奥行価格補正率表

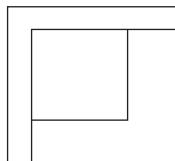
地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街 地 区	高度商業 地 区	繁華街 地 区	普通商業 ・併用 住宅地区	普通住宅 地 区	中小工場 地 区	大工場 地 区	
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85	
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90	
6 ツ 8 ツ	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93	
8 ツ 10 ツ	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95	
10 ツ 12 ツ	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96	
12 ツ 14 ツ	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97	
14 ツ 16 ツ	0.92	0.98				0.98		
16 ツ 20 ツ	0.93	1.00	0.98	0.95		0.99	0.99	
20 ツ 24 ツ	0.94					1.00	1.00	
24 ツ 28 ツ	0.95	0.98	0.97	0.93	0.90	0.90	0.90	
28 ツ 32 ツ	0.96							
32 ツ 36 ツ	0.97	0.96	0.95	0.92	0.93	0.99	0.99	
36 ツ 40 ツ	0.98							
40 ツ 44 ツ	0.99	0.99	0.92	0.93	0.91	0.90	0.90	
44 ツ 48 ツ								
48 ツ 52 ツ	1.00	0.99	0.88	0.89	0.89	0.99	0.99	
52 ツ 56 ツ		0.98	0.87	0.88	0.88			
56 ツ 60 ツ	1.00	0.97	0.86	0.87	0.87	0.98	0.98	
60 ツ 64 ツ		0.96	0.85	0.86	0.86			
64 ツ 68 ツ	1.00	0.95	0.84	0.85	0.85	0.97	0.97	
68 ツ 72 ツ		0.94	0.83	0.84	0.84			
72 ツ 76 ツ	1.00	0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	0.96	
76 ツ 80 ツ		0.92	0.81	0.82				
80 ツ 84 ツ	1.00	0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	0.93	
84 ツ 88 ツ		0.88						
88 ツ 92 ツ	1.00	0.86	0.80	0.81	0.81	0.90	0.90	
92 ツ 96 ツ		0.99						
96 ツ 100 ツ	0.97	0.82	0.80	0.81	0.80	0.90	0.90	
100 ツ	0.95	0.80						



付表2 側方路線影響加算率表

地区区分	加 算 率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

(注) 準角地とは、次図のように一系統の路線の屈折部の内側に位置するものをいう。



付表3 二方路線影響加算率表

地区区分	加 算 率
ビル街地区	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業・併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区	0.02

付表4 地積区分表

地区区分	A	B	C
高度商業地区	1,000m ² 未満	1,000m ² 以上 1,500m ² 未満	1,500m ² 以上
繁華街地区	450m ² 未満	450m ² 以上 700m ² 未満	700m ² 以上
普通商業・併用住宅地区	650m ² 未満	650m ² 以上 1,000m ² 未満	1,000m ² 以上
普通住宅地区	500m ² 未満	500m ² 以上 750m ² 未満	750m ² 以上
中小工場地区	3,500m ² 未満	3,500m ² 以上 5,000m ² 未満	5,000m ² 以上

付表5 不整形地補正率表

地区区分 かげ地割合	高度商業地区、繁華街地区、 普通商業・併用住宅地区、 中小工場地区			普通住宅地区		
	地積区分 A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% ツ	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% ツ	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% ツ	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% ツ	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% ツ	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% ツ	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% ツ	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% ツ	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% ツ	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% ツ	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% ツ	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

(注) 1 不整形地の地区区分に応ずる地積区分は、付表4「地積区分表」による。

2 かげ地割合は次の算式により計算した割合による。

$$\text{「かげ地割合」} = \frac{\text{想定整形地の地積} - \text{不整形地の地積}}{\text{想定整形地の地積}}$$

付表6 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離 (メートル)	ビル街 地 区	高度商業 地 区	繁 華 街 地 区	普通商業 ・併用 住宅地区	普通住宅 地 区	中小工場 地 区	大 工 場 地 区
4未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上 6未満	—	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 ツ 8 ツ	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 ツ 10 ツ	0.95	1.00		1.00	0.95	0.95	0.95
10 ツ 16 ツ	0.97				1.00	0.97	0.97
16 ツ 22 ツ	0.98					0.98	0.98
22 ツ 28 ツ	0.99					0.99	0.99
28 ツ	1.00					1.00	1.00

付表7 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街地区	高度商業地区 繁華街地区 普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
2以上 3未満	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00
3～4		0.99	0.96	0.99	
4～5		0.98	0.94	0.98	
5～6		0.96	0.92	0.96	
6～7		0.94	0.90	0.94	
7～8		0.92		0.92	
8～		0.90		0.90	

付表8 がけ地補正率表

がけ地の方位 がけ地地積 総地積	南	東	西	北
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20～	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30～	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40～	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50～	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60～	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70～	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80～	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90～	0.70	0.65	0.60	0.53

付表9 特別警戒区域補正率表

特別警戒区域の地積 総地積	補正率
0.10以上	0.90
0.40以上	0.80
0.70以上	0.70

(注) がけ地補正率の適用がある場合においては、この表により求めた補正率にがけ地補正率を乗じて得た数値を特別警戒区域補正率とする。ただし、その最小値は0.50とする。

都市計画道路予定地の区域内にある宅地に係る補正率

地区区分 容積率 地積割合	ビル街地区、 高度商業地区		繁華街地区、普通商業・併用住宅地区				普通住宅地区、 中小工場地区、 大工場地区		
	700%未満	700%以上	300%未満	300%以上	400%未満	500%未満	200%未満	200%以上	300%未満
30%未満	0.88	0.85	0.97	0.94	0.91	0.88	0.99	0.97	0.94
30%以上60%未満	0.76	0.70	0.94	0.88	0.82	0.76	0.98	0.94	0.88
60%以上	0.60	0.50	0.90	0.80	0.70	0.60	0.97	0.90	0.80

(注) 地積割合とは、その宅地の総地積に対する都市計画道路予定地の部分の地積の割合をいう。

規模格差補正率

$$\frac{\textcircled{A} \times \textcircled{B} + \textcircled{C}}{\text{地積規模の大きな宅地の地積}(\textcircled{A})} \times 0.8 \text{ (小数点以下 2 位未満切捨)}$$

(1) 三大都市圏に所在する宅地

地区区分 地積m ²	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	記号 ③	記号 ④
500以上 1,000未満	0.95	25
1,000 〃 3,000 〃	0.90	75
3,000 〃 5,000 〃	0.85	225
5,000 〃	0.80	475

(2) 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分 地積m ²	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	記号 ③	記号 ④
1,000以上 3,000未満	0.90	100
3,000 〃 5,000 〃	0.85	250
5,000 〃	0.80	500